

## 香川県条例第11号

香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例

香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域を除く海域をいう。</p> <p>(1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域</p> <p>(2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域</p>

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。